

諮 問 書

23 設企第 280 号
平成 23 年 8 月 18 日

設楽町総合計画審議会
会長 夏目 忠士 様

設楽町長 横 山 光 明

設楽町総合計画後期基本計画について（諮問）

設楽町総合計画審議会条例第 2 条により、設楽町総合計画後期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

平成24年3月15日

設楽町長 横山 光明 様

設楽町総合計画審議会
会長 夏 目 忠 士

設楽町総合計画後期基本計画について（答申）

平成23年8月18日付け23設企第280号で諮問のありました設楽町総合計画について、町民意見等を参考にし、慎重なる審議を重ねたうえで、別添設楽町総合計画後期基本計画をまとめたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記事項に十分配慮されるとともに、計画の達成に向けて努力されるよう要望します。

記

1 協働によるまちづくりの実現

本計画は、設楽町におけるまちづくりの指針となるものであり、その内容については、広く町民に周知を図るとともに、広く町民の声に耳を傾け、町民と行政の協働によるまちづくりを行える関係の構築に努められたい。

2 施策の効率的な実施

施策の実施にあたっては、情勢の変化を常に意識し、特に必要となる施策には重点的な財源の配分を行うとともに、不要不急の事業については、中止を含めた思い切った判断を行うなど、効率的な事業展開を行われたい。